



2022年8月5日

各 位

会 社 名 レーザーテック株式会社  
代表者名 代表取締役社長 岡林 理  
(コード：6920 東証プライム市場)  
問合せ先 経営企画部長 三澤 祐太朗  
(TEL.045-478-7111)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年9月28日開催予定の当社第60期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 執行役員制度導入に伴う関連規定の変更（変更案第14条、第22条ないし第24条）  
執行役員制度導入に伴い、役付取締役を廃し役職の付与対象を執行役員に変更することから、関連する規定を改廃するものです。
- (2) 電子提供制度導入（変更案第15条）  
「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものです。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものです。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものです。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- (3) 補欠監査役選任決議の有効期間の延長（変更案第35条および第37条）  
毎期株主総会にて選任決議を行う手続上の負担の軽減のため、補欠監査役の選任決議の有効期間を監査役の任期に合わせ延長するものです。
- (4) 上記（1）～（3）の条文の新設または削除に伴い条数の変更を行い、また付則全体の整理を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、取締役会の決議にもとづき代表取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>〈削除〉</p>
<p>〈新設〉</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p><u>(役付取締役)</u></p> <p>第 22 条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長 1 名を選任し、また必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>〈削除〉</p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第 23 条 取締役社長は当社を代表する。</p> <p>2. 前項のほか必要に応じ取締役会の決議により、取締役の中から当社を代表すべき取締役を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役を選任する。</p> <p>2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が代表取締役の職務を代行する。</p>

<p>(業務執行)</p> <p>第 24 条 <u>取締役社長は当会社の業務を統括し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他の取締役は、取締役社長を補佐し定められた事項を分掌する。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</u></p>	<p>〈削除〉</p>
<p>(顧問および相談役)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>2. 顧問および相談役は、当会社の業務に関し<u>取締役社長</u>の諮問に応じるものとする。</p>	<p>(顧問および相談役)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>2. 顧問および相談役は、当会社の業務に関し<u>代表取締役</u>の諮問に応じるものとする。</p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>
<p>(任 期)</p> <p>第 36 条 (条文省略)</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>〈削除〉</p>
<p>〈新設〉</p>	<p>(補欠監査役)</p> <p>第 36 条 <u>当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>2. <u>補欠監査役の選任決議は、第 33 条第 2 項の規定を準用する。</u></p> <p>3. <u>補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに</u></p>

	<p><u>関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、補欠監査役の監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができる。</u></p> <p>4. <u>補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。ただし、前項本文の選任決議の有効期間を超えないものとする。</u></p>
<p>〈新設〉</p>	<p>(付則)</p> <p>26. <u>この定款は、2022年9月28日から改定実施する。</u>  <u>変更前定款第15条の削除にかかわらず、2022年9月1日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u>  <u>本付則は、2022年9月1日から6ヵ月を経過した日また又は前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後、削除する。</u></p> <p>27. <u>本定款の前項以外の付則は、本付則を含め削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年9月28日
定款変更の効力発生日	2022年9月28日

以 上